審　査　基　準

令和７年３月２４日作成

法令名：道路交通法
根拠条項：第１０５条の２第２項
処分の概要：運転経歴証明書の交付
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法令の定め：道路交通法第１０４条の４第１項及び２項（申請による取消し）、第１０５条（免許の失効）第１０５条の２第１項（運転経歴証明書及び運転経歴情報の記録） 道路交通法施行令第３９条の２の５（運転経歴証明書の交付等）、第３９条の２の６（運転経歴証明書の交付等） 道路交通法施行規則第３０条の８（運転経歴証明書の交付等の申請の手続）
審査基準：判断基準は「法令の定め」に尽くされている
標準処理期間：交通部運転免許本部運転免許課受理は　　１日 警察署窓口受理は　　１４日
申請先：交通部運転免許本部運転免許課 警察署の交通課窓口
問い合わせ先：交通部運転免許本部運転免許課 電話０４３－２７４－２０００
備考：